

ひとりで悩まずにご相談ください

よりそい サポートセンター

水俣市配偶者暴力相談支援センター
水俣市性暴力相談支援センター
女性相談支援

水俣市陣内 1-1-1
水俣市こども子育て課
こども家庭センター

電話：0966-63-2738
E-mail：yorisapo@city.minamata.lg.jp

よりそいサポートセンターの相談は

相談日	月曜日～金曜日 (祝日・年末年始を除く)
受付時間	8:30～17:15
相談時間	9:00～16:00

電話・面接・訪問・メールなどの
方法で相談ができます

電話：0966-63-2738
E-mail：yorisapo@city.minamata.lg.jp

*よりそいサポートセンターは水俣市役所 2 階
こども子育て課 こども家庭センターの中にあります



誰にも相談できずに悩んでいませんか
一人で抱えないでご相談ください

女性相談支援員が、
困難な問題を抱えた
女性の方々の相談を受けます

- ◇ 年齢・障がい・国籍に関わらず、
どなたからのご相談もお受けします
- ◇ 相談は無料です
- ◇ お話をお聞きます
- ◇ 一緒に考えます
- ◇ 同行支援をします
- ◇ あなたに寄り添い支援します
- ◇ 秘密を守ります
- ◇ 無料弁護士相談が受けられます

女性が抱えている困難な問題の 相談を受けます

2024年4月1日から
新しい女性支援法が施行されました

——— こんな時は相談を ———

- ◇ 妊娠・中絶・出産に直面している
- ◇ 性のことで悩んでいる
- ◇ ストーカーの被害にあっている
- ◇ 離婚を考えている
- ◇ 追い出されて行くところ、
住むところがない
- ◇ お金のことで困っている
- ◇ 生活ができない
- ◇ 借金がある
- ◇ 病気になった
- ◇ 家族の問題で悩んでいる
- ◇ その他
悩んでいること、困っていること

配偶者暴力相談支援センターでは DV(夫や恋人等からの暴力)の 相談を受けます

DV防止法には、「夫や元夫、パートナー等からの暴力は犯罪です」と書かれています
様々な暴力によって相手を支配し、
コントロールし、心身に深い傷を負わせます
子どもにも深刻な影響があります

・殴る蹴る・首を絞める・髪を引っ張る
タバコの火を押し付けるなど
・ののしる・怒鳴る・おどす
・性行為を強要する・避妊に協力しない
・生活費を渡さない・借金を強要する
・自由に外出させない・交友関係を制限する
・携帯電話をチェックする
・子どもの前で暴力をふるう、馬鹿にする

これらは、全てDVです

■ 保護命令制度があります

・接近禁止命令
・電話やメールの禁止命令
・子どもや親族への接近禁止命令
・退去命令

■ 証明書の発行ができます

DVの相談を受けたという証明書が出せます

性暴力相談支援センターでは 性暴力など性に関する 相談を受けます

あなたが望まない性的な行為は、
相手が誰でも、すべて性暴力です

- ◇ 性暴力は許されない行為です
- ◇ 被害を受けたあなたへの人権侵害です
- ◇ あなたは何も悪くありません
- ◇ 被害を受けたあなたの責任では
ありません
- ◇ あなただけの問題ではありません

